

第4章 子ども・子育て支援施策の展開（各論）

1 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供

施策体系

1. 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供

(1) 幼児期の学校教育・保育の充実

(2) 多様な子育て支援サービスの充実

(3) 子どもの居場所づくり

(1) 幼児期の学校教育・保育の充実

— 基本的な考え方 —

本市では共働き世帯やひとり親家庭の増加等により保育を必要とする就学前児童が増加し、待機児童解消に向けた方策の抜本的見直しが課題となっています。幼児教育については、先述の通り本県の歴史的な経緯により3～5歳児を対象とした複数年保育については、私立幼稚園に限られているなど幼稚園を取り巻く状況は全国とは大きく状況が異なります。今後は、新制度に基づき幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、教育・保育の質的改善及び向上、地域子ども・子育て支援事業の充実等が求められることとなっています。そのため、「第5章子ども・子育て支援法に定める事業計画」に基づきながら、計画的に幼児期の学校教育・保育を推進します。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

① **幼児期の学校教育・保育の総合的な推進【新規】（主管：保育課・指導課）★**

新制度に基づき幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、教育・保育の質的改善、地域子ども・子育て支援事業の充実等が求められることとなっています。

その推進にあたっては、教育・保育の提供内容や環境等に十分配慮し、教育・保育の量的・質的向上を図るとともに、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯に渡る人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育・保育の提供の要となる幼稚園教諭や保育士等の育成確保、資質向上について合同的に取り組みます。更に、就学前教育から小学校教育への円滑な接続のため、保幼小の連携強化による切れ目のない支援に取り組みます。

②幼稚園教諭及び保育士確保の推進（主管：保育課・指導課）

質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、特に待機児童解消に向けた確保方策を検討するためには、幼稚園教諭及び保育士の確保が喫緊の課題となっています。

毎年多くの保育士・幼稚園教諭資格保持者が、大学や専門学校等で養成されているところですが、保育士・幼稚園教諭の不足が深刻な問題となっています。その要因として、労働環境や給与面など、様々な理由が挙げられますが正規雇用率の低さも原因の一つではないかと考えられます。

今後は、県と連携して労働環境等の改善を検討するとともに、関係部署及び事業者等の意見を聴取しながら処遇向上に向けた調査・研究を実施し、幼稚園教諭及び保育士の確保に努めてまいります。

③2年保育・3年保育の推進（主管：教育委員会指導課）★

学校教育法における幼児教育の対象年齢は、満3歳から小学校就学前迄とされていますが、沖縄県の幼児教育の歴史的経緯により5歳児を対象とした幼稚園教育が推進されてきました。本市においては、平成19年度より4～5歳児を対象とした2年保育の実施に取り組み、平成26年度現在、全9園中9園で2年保育を実施しています。

今後は、2号認定の保護者が教育或いは保育の希望を選択できるよう、2年保育の拡充を図るとともに、3年保育についても保護者のニーズや現状等を勘案しながら段階的に推進をしていきます。

④認定こども園への移行促進等【新規】（主管：保育課）★

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況に捉われず幼児期の学校教育・保育を一体的かつ連続的に受けられる施設として、新制度においてその普及が期待されています。

本市においても、保育の受け皿の拡充、教育・保育の一体的な提供等の観点から、制度・条例等に関する周知を図り、認定こども園への移行、創設等を促進します。

また、現状等を勘案し必要に応じて公立施設における幼保連携型認定こども園への移行についても検討を行います。

⑥通常保育事業の充実（主管：保育課）★

保護者の就労や疾病などの理由で、日中家庭内で子どもの保育ができない場合に、保護者に代わって認可保育所において平日の保育を行う事業です。

待機児童の解消に向けて、既存の認可保育所（園）の定員枠を拡充するとともに、認可外保育施設の認可化移行、認可保育所の創設、増改築・分園設置による定員増を促進し、

保育の受け皿を拡充します。加えて、地域型保育事業の卒園後の受け皿としての役割が期待されていることから、適宜、年齢別定員枠の見直しを行うなど連携施設としての設定等を検討します。更に、保育の提供の要となる保育士不足が全県的な課題となっていることから、沖縄県が取り組む保育士等の育成・確保に関する各種取り組み等との連携を図りつつ、潜在保育士の確保等に取り組めます。

⑥地域型保育事業の促進【新規】（主管：保育課、雇用・企業対策室）★

新制度においては、幼稚園や保育所（園）等の幼児教育・保育施設のみならず、家庭的保育や小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育からなる地域型保育事業を含めた、保育の受け皿づくりが求められています。

今後は、事業計画に基づき幼児教育・保育施設での受け皿の拡充に努めるとともに、地域型保育事業の実施施設等の確保を図るため、市内の認可外保育施設に対して小規模保育事業への移行を働きかけていくとともに、沖縄県との連携により、家庭的保育者等の養成に努めます。また、市内事業所に対して事業所内保育事業の周知及び実施を促進します。

⑦就業環境改善への取り組み（主管：保育課、雇用・企業対策室）☆

現在、保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を切り上げたりするといった状況があることを踏まえ、産後の休業・育児休業後に教育・保育施設等を円滑に利用することができるよう、事業計画に基づき教育・保育施設、地域型保育事業の整備を計画的に推進します。産後の休業・育児休業後の職場復帰や仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けて、特定事業主行動計画の実施促進を図るとともに、育児・介護休業法等の関係法制度について事業主・労働者等へ周知を図り、その普及啓発を進めます。

⑧認可外保育施設への支援の充実（主管：保育課）

認可外保育施設とは乳幼児を保育することを目的とする施設で、認可保育所以外の保育施設を総称したものです。本市では「宜野湾市認可外保育所保育助成金」による認可外保育施設への支援を行っています。

今後も支援を継続していくとともに、認可外保育施設の保育士等を対象とした各種研修会を開催し、保育の質の向上に努めます。

⑨私立幼稚園との連携（主管：指導課）

本市には3園の私立幼稚園があり、約200名の市内在住の児童が通園しています。私立幼稚園は、3歳から5歳までの3年保育を基本とし、特色ある豊かな教育を行っています。さらに、保護者のニーズに応じて預かり保育も実施しており、本市の子育て支援充実に寄与しています。

新制度への移行に関しては、各園判断となっており、移行を選択しない場合においても、従来の就園奨励補助制度を継続し、私立幼稚園教育の充実振興を図ります。

また、私立幼稚園と公立小学校、行政等との連携を推進して参ります。

(2) 多様な子育て支援サービスの充実

— 基本的な考え方 —

核家族化の進展や女性の社会進出、就労形態の多様化、地域の連携意識の希薄化等により、子育てを取り巻く環境に変化が生じています。そのような中、休日保育事業や病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の実施等の多様な保育サービスの充実が求められています。子育て中の全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域人材や各種資源等の活用・協力のもと、相談や情報提供、交流の場づくり、支え合いの仕組み等の充実を図ります。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

①延長保育事業の充実（主管：保育課）★

保護者の就労時間・勤務時間等やむを得ない事情のため、通常の保育時間を超えて保育を必要とする乳幼児について、保育時間を延長する事業です。現在、全保育所で実施しています。うち1箇所では長時間の延長保育、それ以外の保育所では1時間の延長を行っています。

現在の入所児童のニーズ分については充分に対応できていることから、これまで通り実施していくとともに、新設保育所においても実施を図ります。また、長時間の延長保育については、東側区域に1箇所のみとなっており、今後も継続実施に取り組めます。

②休日保育事業の実施（主管：保育課）

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない乳幼児を、保育所において保育する事業です。本市では未実施となっていますが、保護者の就労形態の多様化等に伴い、本事業へのニーズは高まり、就労支援のために必要なサービスとなっています。

今後は、先進事例の調査・研究等に取り組み、その成果等を保育所（園）へ周知し、実施園の確保及び事業実施に向けた調整等に取り組めます。なお、本事業の実施にあたっては、真に必要でない保護者が利用するといった安易な利用につながらないよう、適正なサービス利用を促進します。

③夜間保育の実施（主管：保育課）

共働きの世帯の増加や就労形態の変化などにより、保護者が求める公的な支援は多様化しています。このような中、夜間においても保育を必要とする児童に対する保育の実施が求められています。今後は、長時間の延長保育（市内1園で実施）の取り組みと合わせて夜間保育の必要性について調査・研究し、実施に向けて検討します。

④一時預かり事業の充実（主管：保育課）★

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、日中、保育所等で一時的に保育を行う事業です。現在4か所で実施していますが、利用が多く予約待ちの状態となっており、本事業の目的である緊急時の一時的な利用が困難な状況が見られません。

今後とも一時預かり事業の継続実施を図るとともに、NPO法人による実施も含めて実施箇所数の増加を検討し、緊急時等の一時的な利用が可能となるよう本事業の充実に取り組みます。

⑤幼稚園における預かり保育の継続実施（主管：教育委員会指導課）★

保護者の就労や、やむを得ない事由により午後の保育が必要な園児について、引き続き幼稚園で午後の預かりを行う事業です。本市では、市内全園（9園）で実施しています。5歳児の就園率が顕著な本県の特殊事情により、預かり保育を利用する保護者が多くなっていますが、スペースと人員配置の兼ね合いで各園20名定員となっています。

平成27年度から、5歳児の預かり保育の定員撤廃、4歳児の短期預かり受け入れ等を行っていきませんが、今後は時間延長等も視野に入れ、検討していきます。

⑥地域子育て支援拠点事業の充実（主管：保育課）★

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助や、親子が自由に遊べる場を提供するなど、子育ての不安感等の緩和や、子どもの健やかな育ちを促進する事業です。本市では、8箇所で開催しており常連も多く利用者は増加傾向にあります。

支援を必要としている方や引きこもりがちな世帯への情報提供の充実・利用促進につながるよう、地域に出向いての活動実施に努めるなど、取り組みの強化、周知の拡充を図りながら引き続き事業を実施します。具体的には、宜野湾市社会福祉協議会が市内6箇所の公民館で開催している子育てサロンと連携していくなど、地域との協力体制のもと取り組みます。

⑦利用者支援事業の充実【新規】（主管：保育課）★

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な地域で、教育・保育施設や地域の子育て新事業等の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業です。本市においては平成25年度より子育て相談嘱託員（嘱託）を配置しています。認可保育所（園）の待機児童となっている保護者の状況や希望等をうかがい、認可外保育施設や保育サービス等の情報提供、マッチング等の取り組みも始めています。

今後とも、保護者の個々のニーズに応じた利用者支援のみならず、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等の地域連携に取り組む「基本型」の利用者支援事業を実施します。

⑧ファミリー・サポート・センター事業の充実（主管：保育課）★

地域の子育てに関する会員制の相互援助活動を推進することにより、就労や学習活動など女性の社会参加活動を推進するとともに、子育てに不安や悩みをもつ保護者への支援を行う事業です。本市では、会員数（まかせて会員・おねがい会員・どっちも会員）、活動件数（依頼件数）ともに増加傾向にあります。また、定例会やリフレッシュ講座、交流会等の各種行事を実施し会員間の交流を深めることにより、地域子育ての役割がより強固なものとなるよう努めております。病児・病後児の預かり等も行っていますが、ニーズが高く受け入れ体制の充実に取り組む必要があります。更に、ひとり親家庭の子育て支援に繋がるよう、ひとり親家庭等を対象に助成券を発行し利用料の負担軽減を図っています。

今後とも、子育て支援機関とのネットワークや各種広報活動を通して、市民へ幅広く周知を図るとともに、「まかせて会員」会員の確保、利用促進に努めます。ひとり親家庭への助成券発行についても継続的に実施します。病児・病後児の預かり等については、各種スキルアップ講座等の実施や、受け入れ体制の構築に取り組みます。

⑨病児・病後児保育事業の充実（主管：保育課）★

疾病中の児童（おおむね10歳未満）について、保護者が労働等により家庭で保育することに支障がある場合に病院等において保育を行う事業です。現在、西側区域の1箇所を実施しています。

今後とも継続的な事業実施に取り組むとともに、保育所における病後児保育等の体制構築について検討します。

⑩子育て短期支援事業の実施（主管：児童家庭課）★

保護者の就労や疾病等により、一時的に家庭で養育することが困難になった児童に対して、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業です。利用目的や時間帯などにより「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2つの事業形態があります。

本市には宿泊に対応できる施設がなく、未実施となっています。母子生活支援施設（母子寮）の施設整備と合わせた本事業の実施に向けて、調整を図ります。

⑪認可保育所の地域活動事業の推進（主管：保育課）

地域に開かれた社会資源として、認可保育所の機能について地域住民の需要に応じて園庭開放や行事への参加、育児講座、育児相談等を行う事業です。本市では現在全ての認可保育所で地域活動事業を実施しており、各保育所の創意工夫や地域との連携のもと、高齢者との交流といった各種取り組みを行っています。

今後とも継続実施を図るとともに、各種地域資源との連携促進により世代間交流等の充実に努めます。

⑫幼稚園における施設開放等の推進（主管：教育委員会指導）

市内の公立幼稚園においては、子育て支援と併せて幼稚園教育への理解を育むため、未就園児を含めた親子が気軽に遊び、また子育ての情報・交流を行う場の提供を行っています。

今後とも、未就園児の親子を含めた地域の子育て支援を図るため、ともに活動できる雰囲気づくりに努めるとともに、施設や機能の開放を継続します。

⑬子ども・子育て支援の情報提供【新規】（主管：保育課、健康増進課）

宜野湾市ホームページや市広報誌等を通して、子育てに関する各種情報を掲載しています。今後は、新制度に基づき本計画において、子ども・子育て支援が総合的に推進されていくことから、子ども・子育て支援に関する保護者への情報提供等を重点的に取り組む必要があります。また、子育て中の家庭の応援本として市独自の子育て情報誌「子育て応援本ぽけっと」を発行しています。市内の各種資源やサービスといった必要な情報を厳選・掲載し、親子健康手帳交付時の配布をはじめ、本庁総合案内や関連部署等にも設置し、必要とする方へ無料で提供しています。

今後とも、宜野湾市ホームページや市広報誌等を通して、子ども・子育て支援に関する各種情報提供に取り組めます。子育て情報誌「子育て応援本ぽけっと」についても、継続的に発行し、配布を行います。

(3) 子どもの居場所づくり

— 基本的な考え方 —

本市では児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施等、児童の健全育成の場の充実に努めてきました。今後ともその充実に努める必要があります。そのため、各種社会資源・自然資源・人的資源等を活用し、放課後等の居場所づくりの充実に努めます。また、児童等の健全育成にかかわる地域団体の育成を進めます。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

①児童センターの充実（主管：保育課）

児童センターは、健全な遊びを通して児童の情操を豊かにし、健康増進を図るとともに、異年齢児童との交流等や多様な経験を積みながら健全育成をめざす施設です。平成22年度に我如古児童センターが完成し、中学校区に1箇所の配置が実現しています。

今後においては、小学校区に1箇所の配置を目標に整備を進めていきます。また、児童厚生員の技能の蓄積と安定した体制づくりを図り、活動内容を充実していくとともに、家庭、学校、地域との連携体制構築に努めます。加えて、児童センターの地域組織活動（母親クラブ等）の育成を支援し、地域の子どもの健全に育てる拠点としての役割を担っていきます。

②児童健全育成巡回事業「じゃんけんぼん」の継続実施（主管：保育課）

児童センターの利用が困難な地域を移動児童館「じゃんけんぼん」が巡回し、児童厚生員等が遊びの支援や指導等を行う事業です。地域の要望に応じて巡回場所を増やし、利用人数も増加傾向にあります。

児童センターが5箇所配置されていますが、利用が困難な地域もあることから、今後も継続的に実施し、より一層の事業内容の充実に努めます。

③放課後児童健全育成事業の推進（主管：保育課）★

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は、保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象として、その放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊びや生活を通してその子どもの健全育成を図ることを目的とする事業です。平成26年12月現在、学童クラブが26箇所あり平日及び長期休業期間に運営しています。

今後は、新制度に移行するにあたって運営基準を定めることで、より質の高い放課後児童クラブの運営を促進していきます。加えて、利用ニーズに応じて定員増等を働きかけるなど、本計画に基づき受け皿の確保に努めます。また、平成27年度から本事業の対象児童が小学校6年生にまで拡充されたことを受けて、その周知に取り組むとともに利用を促進します。開所時間に関して、民営の放課後児童クラブが開所時間延長を実現していることから、公営のクラブについては、保護者の就労状況等について調査し、開所時間延長を検討します。

更に、「放課後子ども総合プラン」が掲げる方針に基づき、平成31年度末までに全ての小学校区において余裕教室やその他公的施設等を活用するなどして放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的、或いは連携して実施することを検討します。

具体的には、教育委員会と学校関係者らが地域の実情に即した活動などを検討する「放課後子ども教室運営委員会」に福祉部局の職員が新たな構成員として関わりを持つことや、放課後子ども教室コーディネーターと放課後児童クラブ支援員が共同でプログラムを企画するなどして、教育・福祉の情報を共有する場を作り連携強化を図ります。そして、学校現場に対して当該プランの有用性等について説明し、理解を得ることで事業推進を目指していきます。

④放課後子ども教室の継続実施（主管：教育委員会生涯学習課）

全ての児童を対象に、放課後や週末に学校の余裕教室や社会教育施設、公的施設等を活用して、地域の大人たちが学習支援やスポーツ・文化活動などの体験活動を通じた子どもの居場所づくりをもって、地域参画及び交流を図っていく事業です。本市では、学校の余裕教室や公民館等を拠点とした3か所で住民の参画のもと本事業を実施しています。

今後も本事業を継続的に実施するため、「学校支援地域本部事業」とも連携し、地域人材の活用や新たな活動メニューの実施を促進します。

現状、3小学校区において放課後子ども教室を実施しているが、「放課後子ども総合プラン」が掲げる方針に基づき平成31年度末までに全ての小学校区において余裕教室やその他公的施設等を活用するなどの形で整備するとともに、放課後児童クラブとの一体的、或いは連携した実施を検討します。

具体的には、地域の実情に即した活動などを検討する「放課後子ども教室運営委員会」に福祉部局の職員が新たな構成員として関わりを持つことや、放課後子ども教室コーディネーターと放課後児童クラブ支援員が共同でプログラムを企画するなどして、教育・福祉の情報を共有する場を作り連携強化を図ります。そして、学校現場に対して当該プランの有

用性等について説明し、理解を得ることで事業推進を目指していきます。

2

健やかで切れ目のない子どもの成長支援

施策体系

2. 健やかで切れ目のない子どもの成長支援

(1) 母子保健の充実

(2) 障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援の充実

(1) 母子保健の充実

— 基本的な考え方 —

近年、若年妊娠や高齢出産が増加傾向にあり、母体の健康管理を含めて母子の保健対策の充実が求められています。そのため、妊婦一般健診等及びこんにちは赤ちゃん事業を通して、母子の健康づくり等を支援します。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

①妊婦健診等の推進（主管：健康増進課）★

妊婦が自身の健康状態と胎児の成長を把握し、健康管理をしながら安心して出産を迎えることができるよう、全妊婦を対象に妊婦健診の公費負担を行う事業です。妊婦健診は妊婦週数に応じた基準から、少なくとも計14回程度の受診が望ましいとされています。

今後とも、国・県の動向をうかがいながら公費負担の適正な実施（計14回程度）に努めるとともに、早期の妊娠届けの励行を促進し、妊婦健診の受診勧奨に取り組みます。更に、産後の経過を把握し健康管理ができるよう、産婦健診の公費負担についても調査・検討を行います。

②こんにちは赤ちゃん事業の推進（主管：健康増進課／関連課：児童家庭課）★

生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行う事業です。母子保健推進員が対象家庭を訪問し、支援を要する家庭を把握した場合は適宜、他のサービス提供へ繋ぐなど育児家庭の孤立化の未然防止、乳児の健全な育成環境の確保に取り組んでいます。

今後とも、事業の推進を図るとともに、親子健康手帳交付時等に事業の周知を行い、円滑な訪問実施を図ります。また、訪問を行う母子保健推進員のスキルアップに努めます。

(2) 障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援の充実

— 基本的な考え方 —

障がい児やその家族が安心して生活していくことができるよう、障害児保育や特別支援教育の充実をはじめ、各種サービスの活用等による放課後等の居場所の確保を図ります。また、相談・情報提供体制の充実や、関連各課・関連機関等の連携により発達障がい児に対する支援の充実に取り組みます。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

①障がい児保育の推進（主管：保育課）☆

保育に欠け、かつ心身の中・軽度の障がいを有し集団保育が可能で日々通所（通園）できる児童を認可保育所にて行う保育事業です。本市では全ての認可保育所で障がい児保育事業を実施していますが、必ずしも地域の保育所を利用できない状況もみられます。また近年では、通常保育での保育所入所児童について、発達面で支援が必要な子等が増えてきており、対応の充実が必要となっています。

今後とも、障がい児や発達面で支援が必要な子等が安心して地域の保育所で保育を受けられる環境づくりに務めます。

②育ちの支援に関する施策の充実（主管：健康増進課）☆

発達に不安や課題のある乳幼児については、1歳6ヵ月健診等での把握とともに、臨床心理士との発達相談を促すことで早期発見・早期対応に努めています。また、「のびっこ親子教室」では、公立・私立認可保育所の保育士も関わる中、発達年齢を考慮した丁寧な対応により親子の愛着形成・社会性の構築・保護者の相談支援を行っております。

今後も引き続き対応ができるよう関係機関との連携を強化します。

③「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」の推進（主管：障がい福祉課）☆

児童発達支援は、未就学の障害児を障害児通所支援事業所等に通わせて、「療育」と呼ばれる日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供するサービスで、放課後等デイサービスは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に療育を提供するサービスです。いずれも民間のサービス提供事業所が市内外にあり、利用者が選択できるようになっています。

今後とも、本事業の継続実施を図ります。また、宜野湾市にある児童発達支援事業所「愛育園」については、障がいの早期発見につながる母子保健事業や障がい児保育と連携し、障害児支援の一翼を担う重要な支援事業所となっております。

課題としては、未就学児の療育を担う児童発達支援事業所が市内に少なく、ニーズを満たせていない現状があるため課題解決に努めます。

④巡回保育事業の推進（主管：保育課）☆

外部の臨床心理士による保護者や保育士への定期的な相談・指導を実施しています。宜野湾市障がい保育審査委員会で障がい児保育の認定がされた児童について対応していますが、入所後に発達面で支援を要する子等であることがわかった児童に対しては十分な対応が難しい状況にあります。

今後は、障がい児保育の認定を受けた児童の保護者やその保育士を対象とした定期的な巡回相談・指導だけでなく、保育所（園）への定期的な相談・支援に取り組みます。更に、発達面で支援が必要な子等の早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

⑤特別支援教育事業の充実（主管：教育委員会指導課）☆

学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等の幼児・児童・生徒への対応として、特別支援教育相談員の配置、特別支援教育支援員の派遣等を図っています。

また、市内小中学校間の交流を図るため、各校の特別支援学級の児童・生徒が一同に集まったの宿泊学習やスポーツ大会の実施で相互親睦を図るなど、教育活動の活性化を図っています。

今後とも特別支援教育事業を推進し、発達障がい児への支援充実を図ります。校長のリーダーシップのもと、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るなど、支援体制の充実に努めます。また、障がい児等のためのヘルパーの増員を行い、発達障がい児への支援充実を図ります。

⑥児童センター等における障がい児の受け入れ（主管：保育課）☆

児童センターにおいては、障がいのある児童も利用しており、適切な対応に努めています。児童の健全育成を目的とする児童センターは、地域のすべての児童が自由に利用できる施設です。

障がいの有無に関わらず、身近な場所を利用し共に学び、遊ぶことを通して互いに尊重しあい成長していくことに繋がります。

今後とも、児童を中心に地域の人々が交流する施設として児童センターを位置づけ、引き続き障がい児の利用、受け入れ促進に努めていきます。

⑦放課後児童クラブ（学童クラブ）における障がい児の受け入れ（保育課）☆

児童センター併設の学童クラブ3箇所及び民間の16箇所の学童クラブにおいて、障がい児の受け入れを行っています。発達面で支援が必要な子等の受け入れについては対応が課題となっています。

今後とも障がい児の受け入れ体制を整備するとともに、保健師、臨床心理士等の専門職及び家庭、学校等と連携し、発達面で支援を要する子等への対応についても充実を図ります。

⑧「日中一時支援事業」の推進（主管：障がい福祉課）☆

障がい児・者の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び介護者の負担を軽減する一時的な休息のためのサービスです。市内外のサービス提供事業所が登録しサービス提供を行っています。

今後とも日中一時支援事業の継続により利用者・障がい児の保護者の支援を図ります。

⑨相談・情報提供体制及び支援ネットワークの充実（主管：障がい福祉課）☆

本市では、障がい福祉課への障害者相談員の配置、相談支援事業所3箇所への委託、地域自立支援協議会の推進により、相談・情報提供体制の充実、支援のネットワークの体制づくりを図っています。

今後とも関係機関等との連携を図りながら相談・情報提供体制の充実を図ります。また、発達障がい児について、各発達段階（ライフステージ）で支援が途切れることのないよう、宜野湾市地域自立支援協議会の実務者連絡会議である「発達障害児・者関係機関連絡会議（通称：つながり）」において連携を図っていきます。

施策体系

3. 子育てしやすい
社会環境の整備

(1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進

(2) ひとり親家庭への自立支援

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

(1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進

— 基本的な考え方 —

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。特に、児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものです。

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細かな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク家庭へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

①育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の推進（主管：児童家庭課）★

本市では平成 17 年度から育児支援家庭訪問事業を行っており、虐待をはじめ、産後うつ、養育不安等の問題を抱えるなど、児童の養育に支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において定期的な訪問支援を行い、育児不安の早期対応・児童虐待の未然防止に努めています。特にハイリスク世帯において、親族等からの育児に対する協力が得られないことも多いことから、現在実施している専門的相談支援に加え、育児・家事援助についても実施する必要があります。

今後とも「こんにちは赤ちゃん事業」との連携を図る中でハイリスク世帯の掘り起しや事業の周知に努めます。また、訪問支援者として専門的相談支援を行う育児支援家庭訪問指導員に加え、育児・軽微な家事を支援する子育てOBやヘルパー等の導入を検討していきます。

②要保護児童対策地域協議会の充実（主管：児童家庭課）★

本市では、要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議（3部会で構成）を定期的に行い、関係機関との円滑な連携・協力を確保するとともに児童虐待防止の啓蒙啓発活動に取り組んでいます。また、個別支援会議を随時開催し、関係機関と支援を必要とする児童について、課題共有と役割分担に努めています。そのうち、虐待リスクの高い児童に関しては、他機関を交えた進行管理会議において、専門的な観点から課題の明確化を図り、具体的な支援につなげています。

今後とも要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、啓蒙啓発活動を強化し、個別支援会議及び進行管理会議の定着に向けた取組みを引き続き行うとともに、進行管理台帳に上がる児童数の増加に対応するため、円滑な進行管理の在り方や事務局体制について、検討していきます。

③虐待のある家庭等に対する対応の充実（主管：児童家庭課）☆

虐待のある家庭やその恐れのある家庭に対しては、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携を図りつつ、諸制度や相談機能の活用、地域への見守りの依頼といった対応を図っています。本市を所管するコザ児童相談所に一時保護所が設置されたことにより、要保護児童の支援の円滑化につながっていますが、依然として一時保護等のニーズは高く、対応の充実について県等に働きかけていくことが求められます。

今後とも、要保護児童への支援状況をみながら沖縄県への働きかけを行うなど、関係機関と連携を図りながら、虐待のある家庭等に対する対応の充実に努めます。

④家庭児童相談室における児童相談の充実（主管：児童家庭課）☆

家庭児童相談室では家庭相談員を4名配置し、子どもの相談全般に対応しており、適宜、コザ児童相談所や保育所、学校、民生委員・児童委員、警察等といった関係機関や要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら課題解決に向けて取り組んでいます。相談件数は増加傾向にあり、虐待等といった家族関係に起因する内容が多い状況にあります。

今後とも家庭児童相談室の広報啓発を行うとともに、家庭児童福祉主事を増員するなど、家庭児童相談室の機能強化を図り、相談対応の充実及び課題解決に努めます。

(2) ひとり親家庭への自立支援

— 基本的な考え方 —

本市においては、離婚率の上昇を背景に、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、経済的な困窮や、子育てをはじめとする生活の不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。

ひとり親家庭が安心して生活できるよう、自立に必要な情報を提供するなど就労や子育てのサポートを行い、自立支援を図ります。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

①ひとり親家庭自立促進計画の推進（主管：児童家庭課）☆

本市では平成 24 年度に「第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、母子家庭・父子家庭等の自立促進に向けた各種施策を推進しています。

今後とも関係機関等との連携のもと、計画の推進を図ります。

②母子及び父子家庭等医療費助成の推進（主管：児童家庭課）☆

母子・父子家庭等の児童とその父母、及び父母のいない家庭の児童の入院または通院による治療に際し、医療費の一部を助成する事業です。

今後とも助成事業の継続実施を図ります。

③児童扶養手当支給への適切な対応の実施（主管：児童家庭課）☆

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する事業です。

児童扶養手当受給 5 年経過等受給者に対し、減額支給制度の周知徹底と必要な手続き勸奨を図るとともに、自立に向けた各種支援施策へ繋げていきます。

④母子家庭等日常生活支援事業等の推進（主管：児童家庭課／関連課：保育課）☆☆

ひとり親家庭の親が疾病等で一時的に生活援助・保育などのサービスが必要な時に、支援員を派遣する事業です。利用促進を図るため、児童扶養手当の現況届の際などに説明・普及を図っています。

今後とも現在の取り組みを継続し、登録及び利用促進を図ります。また、限度回数以上に利用を要する場合においては、必要に応じてファミリー・サポート・センターの助成券の周知・利用促進を図ります。

⑤母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け（主管：児童家庭課）☆

母子家庭の母又は父子家庭の父等を対象にその経済的自立の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するために資金の貸し付けを行う事業です。

今後とも制度の活用促進を図り、世帯の自立を支援します。また、児童の教育の機会均等や当該世帯の自立に向け、適切に貸付制度を利用できるよう、制度の周知・情報提供の強化を図ります。なお、平成26年10月1日から父子家庭の方を対象とした福祉資金の貸付制度がはじまっていることから、その周知・利用促進を図ります。

⑥保育所等への入所選考時の優先的取扱い等の実施（主管：保育課）☆

ひとり親家庭等の子育てと就労の両立を支援するため、点数加算により保育所に優先的に入所しやすい条件整備を行っています。

今後とも非婚母子・父子を含めたひとり親世帯に対する優先的入所及び寡婦控除のみならず適用継続を図ることで、保育所を利用しやすい条件整備に努めます。

公立の放課後児童クラブについても、保育所と同様にひとり親世帯が優先的に入所しやすくなるよう点数加算を行っております。今後とも、このような取り組みを継続していきます。

⑦母子寡婦福祉会への支援の充実（主管：児童家庭課）☆

母子寡婦福祉会への補助金交付等により会の育成を行い、母子家庭等の自立促進と福祉の増進を間接的に支援しています。また、市内公共施設に設置されている自動販売機の管理運営を同会が行うことで、その収益が母子寡婦世帯の自立支援に寄与しています。将来的には、ひとり親家庭の自立支援に関わる事業等を受託できる組織体制を目標に育成していく必要があります。

今後とも継続支援を行っていくとともに、母子寡婦福祉会の周知及び加入促進に努めます。併せて、組織体制強化に寄与するため、母子寡婦福祉会と連携して行う新規事業の検討を図ります。

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

— 基本的な考え方 —

共働き世帯が増加する一方で、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っているとともに、労働者の働き方においても正社員と非正規雇用といった二極化が進んでいるなど、仕事と家庭生活との両立を困難にしている状況が課題となっています。全ての市民が、その個性と能力を活かし、様々な分野で活躍することは、個々の人生を豊かにすると同時に、地域社会に活力をもたらします。また、子どものより良い育ちを実現するためには、男女が共に子どもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが必要です。

男女共同参画社会を実現させるためにも、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての意識啓発や性別による固定的役割分担意識の見直し、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを行い、男女が共に子育ての喜びと責任を分かち合える社会を形成していきます。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

①仕事と生活の調和に向けた意識啓発(主管:市民協働推進課/関連課:雇用・企業対策室)☆

市報を活用し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や育児介護休業法等の周知に努めています。しかしながら、長引く不況や厳しい雇用環境の中で、働き方の見直しが難しい状況にあります。また、男性の育児休暇取得は未だ浸透しておらず、不十分な状況にあります。

今後においては、様々な機会を活用し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民への啓発を図り、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に努めます。

②企業に対する働きかけの実施(主管:雇用・企業対策室)☆

働き方を見直すためにも、労働環境の改善を働きかけることが求められます。しかしながら、本市においては、これまで企業等に育児・介護休暇の取得や残業時間の短縮等について具体的な働きかけは実施できていません。また、女性が子育てを行いながら仕事を継続できるようにしていくためにも、事業所に対して働きかけを行っていくことが求められます。

今後においては、商工会と連携し、市内事業所に対して労働条件改善のための啓発活動を実施していくとともに、産休・育休等を取りやすい環境づくりの促進をはかります。加えて、ワーク・ライフ・バランスを実践している企業を支援し、社会的評価を高めていくため、多様な広報媒体を用いて、その取組みの紹介等に努めます。

③女性の再就職支援の推進（主管：雇用・企業対策室）☆

様々な再就職支援事業、例えば 21 世紀職業財団が主催する女性を対象にした再就職支援講座等の紹介業務を行っています。

今後とも、関係機関等と連携し、再就職支援の講座実施に努めます。